

納付金等の推計

【資料5】

【被保険者】	R5 (決算)	R6 (予算)	R7	R8	R9
年度平均 (3-2) 被保険者	13,764	13,210	12,853	12,557	12,268
前年比	0.952	0.959	0.973	0.977	0.977
年度平均 (3-2) 介護被保険者	4,650	4,589	4,440	4,458	4,476
前年比	0.981	0.986	0.987	1.004	1.004

※3-2：3月から翌年2月までのこと

【納付金】	R5 (決算)	R6 (予算)	R7	R8	R9
(医療分) ①	1,326,064,679	1,312,692,000	1,333,414,051	1,360,025,065	1,549,260,051
前年比	0.968	0.989	1.080	1.023	1.045
(後期支援分) ②	504,026,880	504,341,000	521,135,288	531,026,479	513,896,222
前年比	1.092	1.001	1.094	0.965	0.965
(介護分) ③	182,929,464	176,453,000	180,060,998	191,251,124	203,231,746
前年比	0.930	0.965	1.021	1.062	1.062

【その他の需要額】	R5 (決算)	R6 (予算)	R7	R8	R9
保健事業費	100,419,977	133,213,000	159,321,204	156,387,217	153,465,842
(特別交付金等控除)	-143,688,000	-96,844,000	-96,844,000	-95,000,000	-94,000,000
出産育児一時金+葬祭費	21,547,926	30,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000
小計④	-21,720,097	66,369,000	87,477,204	86,387,217	84,465,842

医療分納付金+その他需要額⑤	1,304,344,582	1,379,061,000	1,420,891,255	1,446,412,282	1,633,725,893
予定収納率			0.940	0.940	0.940

【国保税と基盤安定繰入金で集めるべき額】※予定収納率を考慮

(医療分)			1,511,586,442	1,538,736,470	1,738,006,269
(後期支援分)			554,399,243	564,921,786	546,698,109
(介護分)			191,554,253	203,458,643	216,203,985
計			2,257,539,938	2,307,116,899	2,500,908,363
▲ (法定外繰入等) ⑥			200,000,000	0	0
法定外繰入等投入後の需要額⑦			2,057,539,938	2,307,116,899	2,500,908,363

【⑦の案分】法定外繰入金分を比例配分して控除

(医療分) ⑧			1,377,671,961	1,538,736,470	1,738,006,269
(後期支援分) ⑨			505,283,899	564,921,786	546,698,109
(介護分) ⑩			174,584,077	203,458,643	216,203,985

<推計根拠>

①被保険者数について

埼玉県が納付金の将来推計のため、令和5年度に推計した県全体の被保険者数の変化率を用いた。

- ・年齢構成の違いについては考慮されている。(ただし、県全体の年齢構成とは当然異なることに留意する必要がある)
- ・令和6年10月に予定されている社保適用拡大の影響も、ある程度要素として考慮されている。

②納付金について

令和7年度については、本市の過去3か年の1人あたり納付金単価の変化率を用いた。(令和5年度に県が推計した、県全体での1人あたり単価の変化率を用いると過大となる恐れがあるため)

(R7 単価 : R6 予算額 × 1人あたり単価の変化率) ※以下 R8、R9 も同様

【医療分】

- ・医療給付費総額は減少するものの、医療の高度化などにより1人あたり給付費は増える見込み
- ・団塊世代の後期加入により国保加入者が減少し、前期高齢者交付金の交付額が県全体で減少するため、市町村に賦課される納付金は全体として増える見込みとのこと。(国の定率負担や市町村納付金の算定対象経費は、給付費から前期高齢者交付金を控除した残額)

【後期分】

- ・団塊世代の後期加入により令和7年度までは増加する見込み
- ・しかしながら、団塊世代は後期高齢者の中では相対的に医療費が少ないため(また、死亡による減少も一定数あることから)、令和8年度以降の納付金は全体として横ばい、または緩やかな減少傾向に転じる見込みとのこと。

【介護分】

- ・介護2号被保険者数(40歳～64歳)は横ばい傾向にある
- ・介護給付費の増加により1人あたり単価は今後も増加傾向にあり、納付金も増加

③その他の需要額について

保健事業費については、被保険者の減少を考慮し、特定健診の対象者(介護2号+前期高齢者)の変化率を用いた。出産育児一時金と葬祭費は令和6年度と同額とした。

また、「特別交付金等」とは、特定健康診査等の国県定率負担分と、保険者努力支援交付金などの、市町村の取組に応じて交付されるものを指し、国保税の必要額から控除する。

保険給付費の財源イメージ（簡略化したもの）

50%	50%	
保険者努力支援制度交付金など	国調整交付金（9%）	前期高齢者交付金（※）
国民健康保険税	定率国庫負担（32%）	
一般会計からの法定繰入 （保険基盤安定繰入金など）	都道府県繰入金（9%）	

給付費のうち、国・県の負担や市町村納付金の算定対象は太枠の部分

県が各市町村に納付金として課すのは黄色の部分

団塊世代が後期高齢者医療制度に移行することで、被用者保険との調整対象となる給付費が減少するため、結果的に国保税の算定対象となる範囲が増える見込み

<団塊世代の後期高齢者医療への移行後>

50%	50%	
保険者努力支援制度交付金など	国調整交付金（9%）	前期高齢者交付金
国民健康保険税	定率国庫負担（32%）	
一般会計からの法定繰入 （保険基盤安定繰入金など）	都道府県繰入金（9%）	

（国保税として確保すべき部分の拡大）

※前期高齢者交付金
保険者間における前期高齢者（65歳～74歳）の加入率の偏在による負担不均衡を調整するため、前期高齢者の医療費については、各保険者の前期高齢者数に応じて調整された結果交付されるもの。